

## 議案第 12 号

### 四万十町人材育成推進センター条例について

四万十町人材育成推進センター条例を次のように定める。

平成 29 年 3 月 8 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

## 四万十町条例第 号

### 四万十町人材育成推進センター条例

(設置)

第 1 条 本町が目指す将来像の実現に向け、地域の持つ力や可能性を生かした魅力あるまちづくりを推進するために必要な人材の育成及び地域の活性化を目的として、四万十町人材育成推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称             | 位置             |
|----------------|----------------|
| 四万十町人材育成推進センター | 四万十町榑山町571番地 7 |

(業務)

第 3 条 センターは、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な業務を行う。

(職員)

第 4 条 センターに、所長及びその他必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。